

障害のある方の手当・助成の所得制限限度（基準）額が変わりました

変更対象の手当・助成

<令和8年8月から変更>

- ・心身障害者福祉手当（区の制度）
- ・特別障害者手当（国の制度）
- ・ガソリン券（自動車燃料費の助成）
- ・身体障害者自動車改造費助成
- ・障害児福祉手当（国の制度）
- ・福祉タクシー券

<令和8年9月から変更>

- ・心身障害者医療費助成制度（マル障）

<令和8年11月から変更>

- ・重度心身障害者手当（都の制度）

7月までに申請し対象外となった方も、
8月以降の申請で、対象となる可能性
があります。
詳しくは下記【問い合わせ先】まで。

変更の理由

変更対象の手当・助成の所得制限限度（基準）額は、特別障害者手当に準拠した方法で計算されています。特別障害者手当の所得制限限度額について定めている「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」が令和8年8月1日に改正され、併せて限度（基準）額が変わりました。

変更の内容

受給者（利用者）本人の所得制限限度（基準）額が以下の通りとなります。なお、特別障害者手当及び障害児福祉手当の配偶者及び扶養義務者の所得制限限度（基準）額に変更はありません。

扶養親族等の数	所得制限限度（基準）額 （変更後）	収入額の目安 （変更後）	所得制限限度（基準）額 （変更前）	収入額の目安 （変更前）
0人	3,758,000円	約5,372,000円	3,661,000円	5,252,000円
1人	4,138,000円	約5,848,000円	4,041,000円	5,728,000円
2人	4,518,000円	約6,324,000円	4,421,000円	6,204,000円
3人	4,898,000円	約6,776,000円	4,801,000円	6,668,000円

※世帯の状況に応じて各種控除が受けられる場合があります。

【問い合わせ先】 北区福祉部障害福祉課 王子障害相談係 03-3908-9081
赤羽障害相談係 03-3903-4161